

## 国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医療保険制度改革について

(1) 平成 27 年度から実施している保険者への財政支援の拡充 1,700 億円の公費投入を継続するとともに、平成 30 年度以降の保険者努力支援制度等の実施のための 1,700 億円の公費投入を確実に実施すること。

また、財政安定化基金については、平成 32 年度末までとされている必要な積み増しを速やかに行い、2,000 億円規模を確実に確保すること。

(2) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成 30 年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。

(3) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(4) 新たな制度の詳細について、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた詳細な工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(6) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、システム改修等については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること。

## 2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。

また、重度心身障害者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についても、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止すること。

- (3) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別財政支援を講じること。

## 3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。